

無断転用は法律違反です！

【農地転用とは】

農地等を住宅や工場などの建物の敷地、資材置き場、駐車場、道路や山林など農地以外の用途に転用することです。

ただし、農地であるかどうかは現況によって判断されますので、不動産登記簿の地目と一致しないことがあります。

【許可を受けずに転用すると】

もとの農地へ復元するよう命令されます。

これに従わない場合、最高3年以下の懲役か300万円以下（法人は1億円以下）の罰金に処せられます。

【許可を受けるには】

該当する農地がある場所によって許可の基準が異なりますので、鳥取市農業委員会事務局へ相談してください。

【問い合わせ先】

鳥取市農業委員会事務局 農地係
電話 0857 20-3392